【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

改定前	改定後
第1条（定義）	**第1条（定義）**
(1)コメカ プリペイドサービス 利用者が株式会社コメダ（以下、「コメダ」といいます。）直営またはコメダのフランチャイジーの店舗から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、コメカまたはモバイルコメカ（以下、「コメカ等」といいます。）のバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高合算をすることができるサービスをいいます。（以下、「本サービス」といいます。）	(1)コメカ プリペイドサービス 利用者が株式会社コメダ（以下、「コメダ」といいます。）直営もしくはコメダのフランチャイジーの店舗、またはコメダアプリにおいて商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、コメカまたはモバイルコメカ（以下、「コメカ等」といいます。）のバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認、およびバリュー残高合算をすることができるサービスをいいます。（以下、「本サービス」といいます。）
(7)コメカ取扱店 利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、「コメカ取扱店」の掲示をした店舗をいいます。	(7)コメカ取扱店 利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる店舗（「コメカ取扱店」の掲示があるものをいい、以下、「コメカ取扱店（店舗）」といいます。）およびモバイルオーダーの対応が可能な店舗をいいます。
(8)商品購入等 利用者がコメカ取扱店から商品もしくは権利を購入すること、または役務の提供を受けることをいいます。	(8)商品購入等 利用者がコメカ取扱店から直接またはコメダアプリのモバイルオーダーを通じて商品もしくは権利を購入すること、または役務の提供を受けることをいいます。
(13)コメカ取扱店端末 利用者がコメカ取扱店においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、コメカ取扱店に設置される機器をいいます。	(13)コメカ取扱店端末 利用者がコメカ取扱店（店舗）においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、コメカ取扱店（店舗）に設置される機器をいいます。
	(17)モバイルオーダー 利用者がコメダアプリを利用して、コメダが運営するオンライン注文サービスを行うことをいいます。
第4条（カードおよびカード番号等の管理等）	**第4条（カードおよびカード番号等の管理等）**
2 本サービスは、コメカ等を所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にコメカを贈与し、またはコメカを紛失し、もしくは盗難されるなどして、コメカを失った場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高・利用履歴の確認、またはバリュー残高合算を行ってはなりません。	2 本サービスは、コメカ等を所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者にコメカを贈与し、またはコメカを紛失し、もしくは盗難されるなどして、コメカを失った場合には、以後、チャージ、バリューの使用、バリュー残高・利用履歴の確認、またはバリュー残高合算を行ってはなりません。

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

また、利用者は、カードレスモバイルコメカを紛失し、盗難され、またはカードレスモバイルコメカのカード番号等が漏洩するなどして、カードレスモバイルコメカを失った場合には、以後、バリューの使用、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。	また、利用者は、カードレスモバイルコメカを紛失し、盗難され、またはカードレスモバイルコメカのカード番号等が漏洩するなどして、カードレスモバイルコメカを失った場合には、以後、チャージ、バリューの使用、またはバリュー残高・利用履歴の確認、またはバリュー残高合算を行ってはなりません。
第7条(バリューの使用)	**第7条(バリューの使用)**
1 利用者は、コメカ取扱店にコメカまたはコメカバーコードを呈示し、利用金額を指定すること、または、カード番号その他必要な事項をコメカ取扱店のウェブサイトに送信することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票またはコメカ取扱店のウェブサイトに表示されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。	1 利用者は、コメカ取扱店(店舗)にコメカまたはコメカバーコードを呈示し、利用金額を指定すること、または、カード番号その他必要な事項をコメカ取扱店のウェブサイトに送信し、もしくはコメダアプリを操作してカード番号その他必要な事項をコメダに送信することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票またはコメカ取扱店(店舗)のウェブサイトまたはコメダアプリに表示されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。
3 利用者は、一部のコメカ取扱店で、1枚のコメカまたはコメカバーコードのバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードまたはコメカバーコードのバリューを使用すると共に、残額を現金またはコメカ取扱店の指定する方法により支払い、商品購入等を行うことができます。なお、かかる取扱いを認めていないコメカ取扱店においては、利用者はバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たないコメカまたはコメカバーコードを使用することはできません。	3 利用者は、一部のコメカ取扱店(店舗)で、1枚のコメカまたはコメカバーコードのバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードまたはコメカバーコードのバリューを使用すると共に、残額を現金またはコメカ取扱店(店舗)の指定する方法により支払い、商品購入等を行うことができます。なお、かかる取扱いを認めていないコメカ取扱店においては、利用者はバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たないコメカまたはコメカバーコードを使用することはできません。
第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)	**第9条(バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)**
2 前項に定めるコメカの発行日とは、当社または販売店がコメカを利用可能にするための操作を行った日をいい、カードレスモバイルコメカの発行日とは、当社が、利用者に対し、コメカアプリにおいて、これを発行した日をいいます。	2 前項に定めるコメカの発行日とは、当社または販売店がコメカを利用可能にするための操作を行った日をいい、カードレスモバイルコメカの発行日とは、当社が、利用者に対し、コメダアプリにおいて、これを発行した日をいいます。
第10条(バリュー残高等の確認)	**第10条(バリュー残高等の確認)**

【新旧対比表】コメカ利用約款の主な改定箇所

1 バリュー残高は、残高照会サイト、コメダアプリまたはコメカ取扱店での使用時に交付される売上票もしくはコメカ取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部のコメカ取扱店では、売上票やコメカ取扱店端末の表示による確認ができないことがあります。	1 バリュー残高は、残高照会サイト、コメダアプリまたはコメカ取扱店（店舗）での使用時に交付される売上票もしくはコメカ取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部のコメカ取扱店（店舗）では、売上票やコメカ取扱店端末の表示による確認ができないことがあります。
第16条（利用停止または中止）	**第16条（利用停止または中止）**
4 コメカおよびカードレスモバイルコメカの購入およびチャージは、コメカ取扱店または販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、コメカおよびカードレスモバイルコメカが購入できないことがあります。	4 コメカおよびカードレスモバイルコメカの購入およびチャージは、コメカ取扱店または販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、コメカおよびカードレスモバイルコメカが購入・チャージできないことがあります。
第17条（利用資格の一時停止および取消し）	**第17条（利用資格の一時停止および取消し）**
3 当社、コメダまたはコメカ取扱店は、利用者が本条第1項および第2項に該当する疑いがある場合には、調査のため、当該利用者の保有するコメカを一時的にお預かりすることがあります。	3 当社、コメダまたはコメカ取扱店（店舗）は、利用者が本条第1項および第2項に該当する疑いがある場合には、調査のため、当該利用者の保有するコメカを一時的にお預かりすることがあります。
第24条（発行者、取扱店およびお問い合わせ窓口）	**第24条（発行者、取扱店およびお問い合わせ窓口）**
（前払式支払手段の発行者） 株式会社ジェーシービー （コメカ取扱店） 株式会社コメダ直営および株式会社コメダのフランチャイジーの店舗である「コメダ珈琲店」、「おかげ庵」等の「コメカ取扱店」または「コメカ」の掲示をした店舗 本サービスに関するご相談は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。 （株式会社コメダ　お客様相談室）0120-581-766 9:00AM～5:00PM	（前払式支払手段の発行者） 株式会社ジェーシービー （コメカ取扱店（店舗）） 株式会社コメダ直営および株式会社コメダのフランチャイジーの店舗である「コメダ珈琲店」、「おかげ庵」等の「コメカ取扱店」または「コメカ」の掲示をした店舗 本サービスに関するご相談は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。 （株式会社コメダ　お客様相談室）0120-581-766 9:00AM～5:00PM

以上